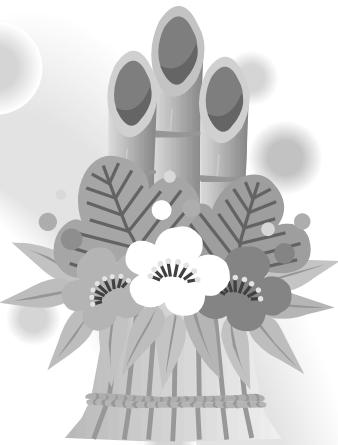


税の申告・相談を行います！



まもなく平成21年度町民税・県民税、平成20年分所得税の申告の時期です。

この申告は、平成21年度にお納めいただく町民税・県民税額を算定するための大切な申告です。

申告書は早めに作成し、期限内に提出しましょう！

■申告期間 2月16日（月）から3月16日（月）、9時から16時まで

※還付申告の方は、2月2日（月）から受付します。

※土曜、日曜日及び祝日または時間外は受付しておりません。

■申告会場 朝日町役場2階大会議室

■申告会場に関するお願い

○申告会場は、自分で申告書を作成できない方などへのアドバイス、あるいは申告相談を行っているところです。

会場受付にて「番号札」をお取りいただきお待ちください。

○申告会場では、「所得税の確定申告の手引き」を参考に確定申告書などを作成いただき、ご不明な点について職員がアドバイスする「自書申告」を推進しています。

○贈与・相続に関する申告、あるいは青色申告の方など専門的な知識を必要とする申告は対応できかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。

○ご自身で申告書が作成できている方は、税務署へ郵送されるか、朝日町役場1階税務窓口へお渡しください。

■申告にあたって準備しておくもの

申告内容により異なりますが、おおむね次のようなものが必要と思われます。

ご不明な場合は、おたずねください。

□収入（所得）に関するもの

※給与あるいは年金の源泉徴収票

※事業、農業、不動産所得の収支内訳書及び証拠書類（領収書等）

□所得から差し引くもの

※年金支払証明書、健康保険料領収書等

※医療費控除用の領収書、明細書

※生命保険料控除証明書

※地震保険料等控除証明書

※配偶者の所得が分かる資料

※障害者控除を受けるための証明書

□その他

※印鑑 ※振込先の分かるもの

■お断り

・申告に関する資料が整っていない場合、整い次第あらためてお越し頂いております。

・医療費控除の明細書（医療機関名・支払額・保険等での補填額・支払合計額）が計算されてない場合は、会場内の別席で作成していただかず、作成後、後日お越し頂いております。

町民税・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

概要：平成20年度から創設された個人の町民税・県民税の住宅ローン控除

平成19年からの税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅借入金等特別控除（以下、「住宅ローン控除」といいます。）額が減る場合があります。平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、平成20年度以降、翌年の町民税・県民税（所得割）から控除できるようになりました。

○申告期限

当該年度の初日が属する年の3月15日（平成21年度分の場合は平成21年3月16日）

○提出書類

〔給与収入のみで確定申告書を提出しない方〕

- ・町民税、県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）
- ・源泉徴収票

※年末残高額を事前に把握しておく必要があります。

〔確定申告書を提出される方〕

- ・町民税、県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）

※居住開始年月日を事前に把握しておく必要があります。

○提出先

対象者	提出先
給与収入のみで確定申告書を提出しない方	源泉徴収票を添付して1月1日現在お住まいの市町村へ提出
確定申告書を提出される方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

（注）平成21年1月1日現在、朝日町内にお住まいの方は、総務税務課（税務係）へ提出してください。（郵送での提出もできます。ただし、返信用封筒に宛先、切手を貼ったものを同封ください）

※申告書を提出されても、以下の条件に該当する方など、町民税・県民税においては住宅ローン控除の対象とならない場合もあります。

- ・所得税において住宅ローン控除可能額の全額が控除しきれた場合
- ・所得税において住宅ローン控除の対象となっていた建物を売却されたり、住宅ローンを全額返済したことにより、所得税において住宅ローン控除とならない場合

※町民税・県民税の住宅ローン控除は、翌年度の町民税・県民税から差し引かれるものであり、この控除の適用を受けることによって税金が還付されるものではありません。

※平成20年以降に入居された方については、町民税・県民税の住宅ローン控除の適用はありませんが、別途所得税において新たな住宅ローン控除制度が設けられています。

さらに便利で使いやすく!
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。



- 最高 5,000円の税額控除
- 添付書類を提出省略
- 還付金がスピーディー

※平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。
※確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。

イータックスをご利用いただくには、事前に手続等が必要になります。

詳しくは → www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索